

高齢者のケアの現状と課題

高齢者ケアを変えた介護保険

2000年4月実施の介護保険制度は、我が国の高齢者介護（ケア）の在り方を一変させた。それまでは、特別養護老人ホーム等の施設やホームヘルパーの不足が問題視されても、高齢者介護の内容や方法が議論となることは少なかった。介護の内容や質を問題にする以前に、施設やヘルパー等の介護サービス基盤の量的整備が最重要課題であった。

介護保険制度では、高齢者介護の目的が明確にされた。それは、高齢者が介護を必要とする状態になっても、自分の持てる力（残存能力）を活用して自分の意思で主体的に生活できるようにするという「自立支援」である。2005年の法改正では、「尊厳の保持」が加えられた。

介護システムについては、介護保険制度導入前の行政機関中心の措置制度から、利用者の意思を尊重し、多様な事業主体から介護サービスを権利として選択・利用できる「利用者本位」の制度に変更された。

これらの理念の下に、我が国の保健・医療・福祉分野では初めての本格的なケアマネジメントの仕組みが導入された。ケアマネ

ジメントは、要支援・要介護者等の心身の状況やその置かれた環境に即して介護サービスを総合的かつ効果的に提供できるようにするものである。ケアマネジメントの過程は、①アセスメント、②ケアカンファレンス、③介護サービス計画（ケアプラン）の作成、④ケアプランの進行管理と再評価、であり、介護支援専門員（ケアマネジャー）がその中心的役割を果たすこととなった。

ケアマネジメントの現状には課題も多いが、全体的にみれば、利用者の心身の状態や希望に応じた介護サービスの提供に大いに貢献している。

実施後のさらなる変化

介護保険制度の実施とともに、介護内容や介護方法に関して重要な変化が生じている。

ひとつは、身体拘束の禁止である。従来、介護現場においては、転倒・転落防止等の理由から要介護者をベッドや車いすに拘束することが日常的に行われていた。しかし、要介護者の尊厳の観点から身体拘束をなくすべきであり、介護スタッフの介護技術を高めることや意識変革によって拘束をなくそうとする運動が、療養型医療施設を中心に起こった。厚生労働省では「身体拘束ゼロ作戦」として行政上の指導方針に取り上げ、介護保険施設の運営基準では、生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等の入所者の行動を制限する行動を行うことはできないと定められた。

もうひとつは、「個室ユニットケア」の広がりである。特別養

介護老人ホーム等の介護保険施設では、従来4人部屋が普通であったが、個人のプライバシーの保護、居住環境の向上の観点から、新たな施設整備にあたっては個室を原則とする方向へ変化した。さらに、施設の居室をいくつかのグループに分けて、それぞれを生活単位として、少人数による生活を通じて介護を行うユニットケアが推奨されるようになった。これは、従来の「集団処遇型ケア」から「パーソナルケア」への転換である。

これからの課題

介護保険制度の創設・実施を契機に、高齢者ケアの内容や方法は、主として質的向上の観点から改善が図られている。しかし、現時点においても将来的にも課題が多い。

たとえばケアマネジメントにおけるケアマネジャーの資質の向上の問題がある。不十分な内容、特定のサービス・特定の事業者に偏ったケアプランの作成等、不適切な事例をなくしていくため、研修や行政指導の強化が行われている。また、高齢者虐待問題も跡を絶たない。高齢者虐待防止法に基づく厚生労働省の調査結果によると、市町村等への相談・通報件数は増加傾向にある。殺人にまで至る傷害事件も少なからず起きている。

将来的には、第1次ベビーブーム世代（いわゆる団塊の世代）が高齢者の仲間入りをする2015年以降、高齢者人口は3,500万人近くとなり、高齢者のひとり暮らし世帯や夫婦のみ世帯の一層の増大が見込まれている。要介護者の量的な増大に対する対応は

もちろんのこと、認知証高齢者に対するケアについて、早期発見・治療等の医療面の対応や介護技術の確立が求められる。

介護者への支援

介護保険は、利用者本位の制度を目指し、要介護者の自立支援や尊厳の保持を重視しているが、他方で介護者に対する支援策は乏しかったと言わざるを得ない。近年、介護従事者の確保・処遇改善が社会問題となっているが、介護者支援という視点が欠けていたことが反映している。高齢者ケアの充実のためには、介護従事者が安心して勤務できる処遇や雇用環境が必要である。

また、在宅で同居して介護をする家族介護者への支援も必要である。家族規模の縮小等により、在宅介護者の状況は、近年大きく変化している。図のとおり、同居の介護者では、以前は女性の介護者が8割以上を占めていたが、現在は男性の割合が3割近くに達している。介護者の続柄では配偶者・子ども中心となり、子の配偶者（嫁）の介護者の割合は低下している。男性介護者にみられる社会的孤立、介護のための離職からくる収入低下など介護者の不安な状態が、介護による身体的疲労と重なって介護虐待等の問題を引き起こしている。地域包括ケアの確立のためにも、家族介護者への支援策の充実が急務の課題である。

介護者の変化

(1) 同居の主な介護者の性別

性別	1995年	2007年
男性	16.0%	28.1%
女性	84.0%	71.9%

(2) 同居の主な介護者の続柄

続柄	1995年	2007年
配偶者	31.4%	41.7%
子	23.4%	29.8%
子の配偶者	39.8%	23.8%
その他	6.4%	4.7%

(注)資料は、「平成7年国民生活基礎調査結果」と「平成19年国民生活基礎調査結果」による。